

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	あかなすの里ショートステイ
指定番号	静岡県指定 2270600238 号当初指定
所在地	静岡県三島市玉川425の1番地
管理者の氏名	塩崎 登志子
電話番号	055(981)4816
FAX番号	055(981)4822
サービスを提供する地域	三島市

(2) 事業所の従業者体制

管理者・・・・・・・・・・	業務の一元的な管理
生活相談員・・・・・・・・	生活相談及び指導
看護師又は准看護師・・	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、 保健衛生管理
介護職員・・・・・・・・・・	介護業務
栄養士・・・・・・・・・・	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等
機能訓練指導員・・・・・	身体機能の向上・健康維持のための指導

(3) 設備の概要

- 定員 20名
- 居室 4人部屋 ・ 2人部屋 ・ 個室
- 食堂 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。
- 浴室 浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。
- 洗面所及び便所 必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。
- 機能訓練室 利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
- その他の設備 設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が 4 日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②食事

食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。

③入浴

指定の入浴日に入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他サービス

①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただけます。)

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限をお願い致します。

③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サー

ビスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額 【1単位は 10.17 円です。】

ア 基本料金		個室	多床室
入所・退所の時間にかかわらず 1 日当り	第一段階	3 2 0 円	0 円
	第二段階	4 2 0 円	3 7 0 円
	第三段階	8 2 0 円	3 7 0 円

	第四段階	1, 1 7 1 円	8 5 5 円
※令和 6 年 8 月～		個室	多床室
入所・退所の時間にかかわらず 1 日当り	第一段階	3 8 0 円	0 円
	第二段階	4 8 0 円	4 3 0 円
	第三段階	8 8 0 円	4 3 0 円
	第四段階	1, 2 3 1 円	9 1 5 円
(3) 利用者が選定する特別な居室の提供に関する費用の額	1 日につき		2, 0 0 0 円

(4) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選定により外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(5) 理美容代 実費(理美容事業者へ直接お支払いください。)

(6) その他

ア 生活支援費

利用者又はご家族の依頼を受け、預り金(現金)の管理として、金銭出納が生じたときその回数(日を単位とします。)当り 2, 0 0 0 円を預り金契約書に基づきご負担いただきます。(出納が出ない場合でも現金をお預かりした場合を含みます。)

イ その他

- ・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費(販売事業者へ直接お支払いください。)
- ・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1 複写につき 1 0 円

ウ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡を頂いた場合 無料
- ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合(連絡の無い場合を含む) 6,190 円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 業務継続に向けた取組の強化

当施設では、感染症の発生及び蔓延等に関する取組に努め、委員会の開催、指針の整備、研修を実施しております。また、災害発生への備えも検討、業務継続に向けた取組に努めております。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口 ※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：生活相談員

ご利用時間：月～土 9時～17時

ご利用方法：電話 055-981-4816

※第三者委員 秋山 恭亮 公平中立な立場で、
星谷 美代子 苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

※公的機関

・三島市役所

三島市北田町4-47

長寿介護課

電話 055-983-2607

受付時間 9:00～17:00

・国民健康保険団体連合会

静岡市春日2-4-34

介護保険課

電話 054-253-5590

受付時間 9:00～17:00